

29	都市整備局	都市再生の推進
事業概要	<p>都市の魅力と国際競争力の向上を目指し、民間の力を活用した都市再生の推進により、都市機能の高度化や居住環境の向上等を図る。</p> <p>1 特定都市再生緊急整備地域等における開発プロジェクトの推進 国際競争力の強化等を図るため、都市再生特別地区等、民間提案に基づく都市再生プロジェクトを適切に誘導し、都市計画決定の手続きを進める。大手町・丸の内・有楽町地区での、常盤橋街区連鎖型再開発の継続や東京国際金融センター構想に資する日本橋・八重洲地区の開発誘導等、国際ビジネス拠点の機能更新を図る。</p> <p>2 都有地等を活用したまちづくりの推進 都有地等を有効活用して、東京都の政策目標や地域ごとの課題に対応したまちづくりを民間プロジェクトなどの実施により実現する。</p> <p>3 街区再編まちづくり制度による地域再生の推進</p> <p>(1) 身近な都市再生を進め、東京のまちの魅力を高めるため、「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」を平成15年3月に策定</p> <p>(2) 条例に基づく街並み再生地区の指定拡大に向けて、関係区市と調整を進めている。</p>	
これまでの経過	<p>1 特定都市再生緊急整備地域等における開発プロジェクトの推進</p> <p>平成14年7月 7地域（約2,370ha）を都市再生緊急整備地域に指定</p> <p>平成24年1月 特定都市再生緊急整備地域は、新規の品川駅・田町駅周辺の指定や竹芝、日比谷などの区域拡大を含め4地域、約2,500haを指定</p> <p>平成27年7月 池袋駅周辺地域特定都市再生緊急整備地域等に追加指定</p> <p>平成28年11月 羽田空港南・川崎殿町・大師河原地域を都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域に追加指定</p> <p>平成29年8月 東京都心・臨海地域の兜町・茅場町周辺を区域拡大</p> <p>現在、上記等の経緯を経て都市再生緊急整備地域は8地域、約3,000ha。うち、特定都市再生緊急整備地域は6地域、約2,700haとなっている。</p> <p>また、都市再生特別地区の都市計画決定は、虎ノ門一・二丁目等が追加され、累計43地区（案件数47件）となっており、民間都市再生事業計画の認定は、羽田空港跡地第2ゾーン計画等が追加され、累計60件となっている。</p> <p>2 都有地等を活用したまちづくりの推進</p> <p>平成23年7月 渋谷地区（宮下町アパート跡地）公募開始（平成29年4月 竣工）</p> <p>平成25年5月 竹芝地区 事業者決定、平成28年5月 業務棟に着工</p> <p>平成27年4月 神宮外苑地区まちづくりに係る基本覚書の締結</p> <p>平成27年6月 有楽町地区、国家戦略特区の都市再生プロジェクトとして区域会議に提案</p> <p>平成28年1月 北青山三丁目地区、事業実施方針（都営住宅建替事業、民活事業、沿道一体型検討区域における事業）の公表、平成30年3月 民活事業に着工</p> <p>3 街区再編まちづくり制度による地域再生の推進</p> <p>平成15年10月 「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」施行</p> <p>平成21年4月 制度の一層の活用に向けて街並み再生地区の規模要件を緩和 これまでに「武蔵小山駅東地区」（品川区）他5地区を街並み再生地区に指定</p>	

現在の進行状況			
<p>1 特定都市再生緊急整備地域等における開発プロジェクトの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年3月9日に国家戦略特別区域法に基づく区域計画の認定を経て、「日本橋一丁目中地区」、「虎ノ門一・二丁目地区」及び「芝浦一丁目地区」が平成30年3月16日に都市計画決定告示された。 現在、「赤坂二丁目地区」、「歌舞伎町一丁目地区」について、平成30年5月に開催予定の都市計画審議会へ付議するため、都市計画手続きを進めている。 <p>2 都有地等を活用したまちづくりの推進</p> <p>渋谷地区：児童会館跡地を、渋谷区仮庁舎用地として暫定利用中 竹芝地区：住宅棟は着工に向け調整中 神宮外苑地区：基本覚書締結した関係権利者と協議中 北青山三丁目地区：都営住宅建替事業は工事中。民活事業は工事中。 沿道一体型検討区域における事業は調査検討中 有楽町地区：旧都庁舎跡地を活用したまちづくりについて検討中</p> <p>3 街区再編まちづくり制度による地域再生の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 旧耐震マンションの敷地を核とした市街地の計画的な再編整備や共同建替えを促進するため、小規模再開発型の適用要件の見直しを行った。 区市町村とともに街並み再生地区の指定へ向けた調整を進めるとともに、各地区において、順次、地区計画を活用し事業化を図っている。 			
<p>1 特定都市再生緊急整備地域等における開発プロジェクトの推進</p> <p>東京駅周辺地区等の都市再生特別地区の候補地区等において、国家戦略特区等の活用（新たに制度化した国家戦略住宅整備事業の活用も図る）により、都市再生を積極的に推進する。特に、首都高速道路の大規模更新と日本橋周辺のまちづくりの機会を捉え、連携して首都高速道路の地下化などに取り組む。</p> <p>2 都有地等を活用したまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 渋谷地区では、生活文化やファッショング産業等の発信拠点の形成に向けて、宮下町アパート跡地における複合施設の開業に続き、児童会館跡地の渋谷区仮庁舎用地としての暫定利用後の活用方法について、関係者調整を進めている。 竹芝地区では、国際競争力の強化に資するビジネス拠点の形成などに向け、工事を着実に進める。 神宮外苑地区では、2020年大会後の着手を目指し関係者と協議を進める。 北青山三丁目地区では、都営住宅建替事業及び民活事業の工事を着実に進めていく。また、沿道一体型検討区域における事業は引き続き検討を進める。 有楽町地区では、旧都庁舎跡地の暫定利用終了後のまちづくりについて、関係者との調整を進めていく。 <p>3 街区再編まちづくり制度による地域再生の推進</p> <p>都は区市と更なる連携を図りながら、南池袋二丁目C地区等において、地域の課題の解決に対応した規制緩和などを通じて、地域の特性に応じた柔軟かつ段階的な都市再生を支援していく。</p>			
今後の見通し	(1) 関すること 都市整備局都市づくり政策部開発企画課	電話	03-5388-3337
	(2) 関すること 都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課 都市整備局市街地整備部企画課		03-5388-3248 03-5320-5118
	(3) 関すること 都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課		03-5388-3261